

会議結果報告書

- 1 定例会
- 2 開会日時 令和2年5月19日(火)午後1時30分
- 3 閉会日時 令和2年5月19日(火)午後2時40分
- 4 出席者 教育長 委員 4人
- 5 議決件数 6件
- 6 議決の状況

原案可決	2件	承認	3件
一部修正可決	0件	同意	0件
継続審議	0件	報告済	1件
- 7 議事録 別添のとおり

教育委員会定例会議事録

- 1 会議年月日 令和2年5月19日(火)
- 2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室
- 3 出席者
- | | | |
|-----|-----|----|
| 教育長 | 高杉 | 良知 |
| 委員 | 坂田 | 眞澄 |
| 委員 | 田村 | 雅恵 |
| 委員 | 上之園 | 公子 |
| 委員 | 神原 | 謙治 |

計 5人

- 4 議事日程
- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 教育長報告 |
| 日程第3 | 報告第4号 代理行為の承認について
「府中町教育支援委員会委員の任免について」 |
| 日程第4 | 報告第5号 代理行為の承認について
「府中町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について」 |
| 日程第5 | 報告第6号 代理行為の承認について
「付議事件に関する意見聴取について」 |
| 日程第6 | 報告第7号 令和2年第2回府中町議会臨時会で報告された教育委員会
関係の専決処分について |
| 日程第7 | 第1号議案 令和2年第3回府中町議会定例会に提案される教育委員会
関係の議案等に対する意見について |
| 日程第8 | 第2号議案 令和3年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本
方針について |

- 5 職務のため会議に出席した者
- | | | | | | |
|------------|----|----|-----------|----|-----|
| 教育部長 | 榎並 | 隆浩 | 教育次長兼総務課長 | 長西 | 弘子 |
| 教育委員会事務局主幹 | 大神 | 規正 | 学校教育課長 | 土井 | 賢二 |
| 社会教育課長 | 山本 | 進一 | 総務課総務係長 | 山王 | 真由美 |

- 6 議事の内容
- (開議 午後1時30分)

教育長 それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから定例教育委員会会議を開催いたします。
本日の議事日程はお手元に配付しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長 よろしいようでございますので、それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と上之園委員を指名することといたしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長 では、次に参ります。日程第2「教育長報告」を議題にいたしたいと思ます。

私のほうから2点報告をさせていただきます。

○5月12日（火）府中町議会臨時会について

まず1点目ですが、5月12日火曜日に府中町議会臨時会が開催されました。この臨時会では、報告が12件、それから議案が4件ありました。教育委員会関係では、すでに報告している2月15日に発生した南公民館の庁用自動車の事故について、損害賠償の額を定めることについて専決処分の報告がございまして、金額は505,920円でございます。また、補正予算には、学校休業中の学習支援のための動画配信やeライブラリの使用料、放課後児童クラブ指導員の報酬を計上しました。その他に、新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実を求める意見書が提案されまして、すべての議案が可決、報告は承認されました。

○新型コロナウイルス感染症対策について

次に新型コロナウイルス感染症対策について、小中学校や社会教育施設の状況についてご報告させていただきます。

学校につきましては、18日から今月いっぱいまで分散登校を予定しております。小学校はA班、B班に分けて、出席番号で分けているところと、先ほど言われたように特に低学年が一人で来るのが、なかなか1年生は難しいということもあるので、地域ごとに分けて来ている学校といったようなこととなります。最初の6日間は午前中2時間を、それから26日からは3時間にしているといったような自主登校の動向であります。全体では、今日聞きますと、小学校では子どもは大体元気に登校していますと。それから、混乱なく落ちついて勉強しているという。それから、中にはちょっと家庭で生活リズムが若干崩れていたのではないかというふうに思われる児童も見られるといったようなことであります。それから、府小でいうと登校渋りの子、6年、4年、3年で全部で5人ぐらいいましたということ。それから、意図的に登校しなかった者もいます。これは6月から登校しますというような家庭もありました。主にはですね、体調等による欠席が小学校で今日114人、中学校で63人です。あえて6月から登校といったような形で登校しなかった子どもが、中学校は自主登校なので聞いていませんということなのですが、小学校では33人ほどいたということでもあります。ちょっと気になるところで言いますと、基礎疾患のある児童が1名欠席、これは分かります。それから、外国籍の子に連絡がちょっとついていないというのが1名います。それから、転入してきた体の弱い児童が大事を取って欠席しているといったような状況があります。学校では大体3密の状況を避けるような取り組みをしていて、うまくいっていますということですが、休憩時間なんかになるとちょっと集まったりすることもあると。ただ、休憩時間も時間が5分ぐらいで短いので、それほど気になることではないかなと。あとは登校時・下校時に下駄箱、あそこがちょっと密集したりするので、そこは指導していくといったようなことがありました。

それから今度、中学校です。中学校はですね、いろいろさっきも話が出ていたのですが、いろいろ複雑でありまして、まず18日から20日まで、これはこの期間は子どもの体の心身の状態を把握するための登校ということで、身体測定もやっています。それから教育相談、こういったようなこともあります。来てからすぐアンケートを採って、そのアンケートに基づいて教育相談員さんにつないだりしたりといったような取り組みもあります。全体で各学級4グループに分けて、男女別の各2グループ、これ身体測定があたりする関係で2グループに男女別に分けて分散と。学校での滞在時間が各グループ90分ということで1時間半、午前2グループ、午後2グループということで回しているといったようなことです。それから、5月20日からの第2弾、明日からですかね。明日からは出席番号奇数・偶数で分けて分散登校すると。午前3コマ、午後・午前グループ3コマ、それらが帰って午後グループが3コマでやるといったようなことで。だから毎日来るのです。毎日来るのだけど午前だけとか午後だけと。今週は午前来て次からは午後來るとかいったようなグループの組合せをつくってやっているといったようなことです。20日からは各教科の課題に対する質問とか、定着の状況といったようなことについてやっていくということでもあります。これが5月31日、5月いっぱいの様子であります。6

月1日から学校再開ということになっていて、これ県と歩調を合わせています。県内の状況でいうと、いやいやもっと早くもうやり始めるよというところもあるようですが、今のところ府中町としては県の県立学校に合わせてやっていこうというふうに思っています。

学校再開後はですね、例えば小学校は最初が2時間だけ。

学校教育課長 1日からですか。

教育長 1日から。

学校教育課長 3時間です。

教育長 3時間。2時間これまで5月でやってきているので、1日から3時間で3回、3日間やるのかな。で、6日間。

学校教育課長 3時間を最初の1週間と来週の月曜日。

教育長 3時間を1週間と月曜日。だから6日間やって、それから今度は全員来週の9日、10日が全員集めて午前中だけ、全員で午前中だけ。11日から給食を入れて完全にフルタイムで木曜日からやっていくといったような計画です。予定です。

それから中学校は、6月の第1週が先ほどの5月20日から29日までの午前グループ3コマ、午後グループ3コマといったような。それから、6月の第2週から午前グループは3コマ授業をやって給食を食べる。午後グループは給食を食べて午後やるといったような予定です。まだ、まだどうなるかちょっとそここのところは分からない。といったような計画です。第5段階として今度完全にやっていくといったようなことを進めていくのですが、この給食については実はどういうふうにやっていくかというのを今日もやっているよね、栄養士会。栄養士の先生といろいろ連携を取りながら進めています。今、もしかして給食、簡易給食なら、1日からできるんじゃないかなとか、もしあれなら食べて小学生は帰らすとか。簡単なパンと牛乳ぐらいだけでも、それでもちょっと家庭にとってはいいかなとかいったようなこととか、いろいろなちょっとパターンを考えながら、どこから給食をスタートしていくかということについてはまだ検討中です。県内の状況もやっぱりまだ給食については全体でまだ話し合われていなくて、ぼつぼつうちのほうも安芸郡内に聞いたり廿日市に聞いたり、学校教育課のほうですべてしてくれていますけれども、まだどういうふうな給食にしていくかはちょっとまだ決まっていないと。ただ、パンについては最初簡易給食のところが多いので早めにやっぱり言っていけないと、工場のがん力が、パン系の中で、府中にはとてもパンは回せませんということが言われなないようにしないといけないので、でもちょっともう少し時間をもらって、そこら辺ぎりぎり間に合うところまでにはどうにか出していこうかなというふうに思っております。

それから、県のほうの緊急事態宣言が5月15日金曜日に解除されて、それからいろいろなものが動いていくのですけれども、いろいろな施設の開放についてであります。これは社会教育課のほうがまとめてくれているのですけれども、今日も資料があるので後ほど詳しくは説明があるというふうに思います。図書館が既にこれまで予約を受けているものについての貸出しを全部し終わっています。26日からは利用者の入館による貸出しを開始しようかなといったような流れですけれども、まだ椅子に座って何かを見てもらうとかいうことではなくて、ただ借りて帰るというだけの作業を最初はしていくのかなというふうに思っています。それから、そのほか例えばくすのきの大アリーナ・小アリーナ等については、6月1日からフェーズによって分かれています、今がフェーズ2です。段階としては、6月1日からフェーズ1になっていくということで、フェーズ1は大体もうオープンにして、そのかわり3密はきちっと確保していきましようねといったようなこの段階になるのです。

けれども、とは言いながらですね、大アリーナ・小アリーナ、再開はしていこうと思うのですが、その利用のルール等については今、整理をしているところです。そうは言っても、やっぱりなかなかアリーナなんて外と違って窓もないし、あの辺の密閉の状況をどういうふうにするのか。密集のところをもっと、密集というところをどう間を開けて卓球なんかをやってもらおうとか。利用できる時間とか、その辺のところをもう少しルール化をしていこうということでもあります。そのほか大体5月31日まで制限をかけていますけれども、あとはそのほか学校の運動場ですね。それをいつから解除していくか。この辺についても。学校が今、学校も6月1日から基本的には再開をするということなので、とは言いながら最初にすぐできるのかな、どうなのかなという、ちょっとやっぱり検討しておかないといけないこともあるので、この辺ももう少し検討を今しているところです。ということで、多くは5月31日までが利用中止で、そこから先は再開をしていくといったような流れであります。あと、空城山公園・揚倉山運動公園の遊具と駐車場については、5月16日から利用開始をしていこうといったようなものであります。まだ社会教育施設については、もう少し利用のルール等についてももう少し検討していく必要があるのかなというふうに思っております。

学校の再開についても、今のところこういう計画でいますけれども、20日、明日また国のほうの全体の動きが出てくると思います。それから、今日実はメールが来ていまして、文科省からの感染症対策のマニュアル、これが20日か21日に出される予定だということがあるので、このマニュアルを参考にしながら学校での生徒の状況等についてももう少しまた検討をこれからもしていけないといけんかなと、こういったような状況であります。なんかさっきいろいろと学校の状況を聞かせてもらったのですが、今、生徒さん、どんな様子なのかなというのも気になります。私は昨日ちょっと府小、近いので行って、全部のクラスをざっと回って見たのですが、思ったよりちゃんとやっているな、みんな静かにきちんとやっているなというふうに思いました。それから、預かりのほうも見せてもらったのですが、これも府小は2部屋。1部屋10人ぐらいにして、きちんと本読んだり宿題やったりしていました。もちろん先生もそこについてね、いろいろと様子を見ながら過ごしていくというふうに思います。

大体以上でございます。何か子どもの状況等もし入っていましたら、この臨時休校中のときの様子でもいいので、もしあったら少し情報交換、情報をいただければと思います。質問、またはご意見等ありましたらお願いします。

坂田委員 はい、それじゃあよろしいですか。

教育長 はい。

坂田委員 今ですね、聞かせてもらって、教育委員会と町内各校が十分に協議をして丁寧に取組まれているので、その中で取り組んでおられるのですが、特に心の面ですね。いじめへの対応ですね。コロナをもじったいじめとかそういうことが予想されます。言葉とかSNS、その辺などもカウンセラーの先生も十分やっていると思うのですが、気をつけていってほしいなというふうに思います。それから、丁寧に取組むことはとても大切なのですが、先生方の負担とかそういう面もやはり配慮していかれたらと思います。最後、質問なのですが、今のところ夏休みはどの程度考えられているのか教えてください。

学校教育課長 はい。（挙手）

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 夏休みは、小学校のほうは8月8日から8月23日、中学校のほうは8月8日から8月17日を予定しております。かなり短縮するような格好で、授業のほうを行

うという予定になっております。

教育長 行事について、今のところの行事について。

学校教育課長 学校行事についてですが、前回、臨時の校長会を開いたときにちょっと確定したところで説明をさせていただきますと、運動会については小学校・中学校ともに今、中止の方向でちょっと検討をしております。また、学習発表会、これも小学校のほうですが中止と。ただ、参観日等で各学年・学級単位でそういった場を設けたいと。中学校の文化祭のほうは一応10月31日に予定はしておりますが、これについてもちょっとなかなか難しいだろうというところで、ちょっと実現難しいのかなというところ。まだ確定ではないです。修学旅行、小学校はもともと9月に予定されておりました。これは延期で、方面についても2月に九州方面で計画を見直しております。中学校はもともと12月で、府中中が東京、緑中が関西のほうで予定しております。今のところこの時期についても方面についてもこのままのところ据置きで検討しております。体験活動、野外活動ですね。これは、小学校9月または10月に実施というところを変更して、もともと7月から8月に予定しておりましたが、これも延期と。もともと大体2泊3日なのですが、どの学校についても1泊2日で短縮して実施を検討しております。小学校のほうで行っている社会見学、これについても今年は小学校は実施しない。というところで、主な学校行事は大体見直さないし中止というところで、大きく見直されております。

教育長 文科省の通知の中で、ちょっとこれ中止していくものの中に運動会とかそういうのが入っているんですね。そういうことで、最初そういうような流れで来たのですが、うちはそうは言ってもできるかも分からないというようなことで延期というようにしていたのですが、県内いろいろなところを見るとやっぱり中止というのが多いということもあるので、やっぺりできないことはもしかしたらないのかもしれないけれども、授業をやっぺり食って、やっぺりその準備とかいろいろなことに関わるので、中止という方向はしょうがないかなということも思っています。ただ、文科省も言っていて、最近運動会はやり方によってはできるみたいなこともちょっと出てきたりして、これも流動的といえれば流動的です。ただ、文化祭なんかは中学校の集まっているだけの、同じやり方ではやっぺりできないかな。大きな声上げて。音楽の授業でも歌を歌うのはなるべくあれしようとか、リコーダー吹いたりするのはなるべくよそうとか、そういったようなことが言われている中で、なかなか同じやり方ではどっちにしてもできないかなということはちょっと思っています。

田村委員 よろしいですか。

教育長 はい。

田村委員 教育長がさっきおっしゃった近所の子ども様子なのですが、昨日も大雨が降っていたのですが、大体毎日元気に遊んでおったのですが、昨日の大雨の中でもすごい遊んでおったので、これも帰ったらお母ちゃんに怒られるなというのをちょっと心配しました。とても元気に遊んでいました。

あと3点なのですが、今、本当に土井課長もおっしゃったように、中止とか延期とかいうのがあって、やっぱり私も小学校・中学校のときのことを思い出すと、やっぱりこういう運動会であるとか学習発表会であるとかというのはすごいやっぱり楽しみにしていた部分があるのですよね。だから、それが中止とか延期とかになると、やっぱり今はまだ子どもたちもずっと休みで学校に出てきて嬉しい部分とか緊張している部分あると思うのだけれども、やっぱりその行事が中止になることによって、その子どものモチベーションというか、僕たちどこに向かって行けばいいのかとか、やる気であるとか達成感の部分で、やっぱりあの、どういうんだろう、不安を感じるとか、ちょっと自分自身を見失う子とかいたらいけないので、体

調管理もしつつ、そういうふうな子どものモチベーションの維持というのもまた考えていただければと思います。

もう学校のほうがね、カリキュラム・マネジメントでされているとは思いますが、でも、また先生方もすごいそれをやり直し、やり直しで本当にすごご苦労をかけているのですけれども、これからもやっぱり授業の日数も限られてくるので、教科を超えた、例えば国語と生活科をちょっとひっつけるとか、生活科で分からんけどどなたかを呼んだときに、その人にお礼のお手紙を書こうというときにやっぱり国語のほうの何かのその文章力じゃないけれども、手紙とかそういうふうな書き方をちょっとくっつけて指導してみるとか、教科を超えたちょっとカリキュラム・マネジメントっていうのを工夫していただければと思います。

最後にやっぱり、今、テレビでもすごいICTで先生が動画ですごい授業しているのだけれども、すごいそういうのがもう得意な先生と全く得意じゃない先生もやっぱりいらっしゃると思うので、もう子どももそうなのですけれども、やっぱりでも基本はまずは教科書を使って面と向かった授業を、けど今はそれがなかなかできないのだけれども、じゃあ、先生方も目いっぱいのところじゃあICT、ICTというやっぱり負担になる先生もいるかもしれないので、そこはやっぱり先生方も役割分担であるとか、うまい具合にいただければと思います。以上です。

教育長 ありがとうございます。なんか教育、もしかしたらここで大きく変わっていくかも分からないですよ。うちの中もいろいろな職員さんと議論したりするのですけれども、ICTも、分散登校がいつまで続くか分からないような状況の中で、やっぱり家庭学習とか学校での学習を一体的にうまくやっていけるようなことをやるとか、何かいろいろなことがやっぱり考えられてこんといけんような時代ですが、苦手な人は確かにいるでしょうね。でも、そんなこともこれからはもしかしたら言っておられんような、この時代はもしかしたらコロナで教育が変わったというようなことはあるのかも分からないなと思います。ありがとうございます。

それでは、次に参りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

教育長 では、日程第3、報告第4号「代理行為の承認について（府中町教育支援委員会委員の任免について）」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長 教育部長です。

教育長 はい。

教育部長 報告第4号、令和2年5月19日、代理行為の承認について。府中町教育支援委員会顧問及び委員の任免について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めます。詳細な説明は学校教育課長が行います。

学校教育課長 学校教育課長です。

教育長 はい。

学校教育課長 4ページ目をお開きください。府中町教育支援委員会顧問及び委員の任免についてご説明させていただきます。

府中町教育支援委員会規則第3条に基づき、令和元年9月1日から令和2年8月31日までの任期で、教育委員会が教育支援委員会の顧問の委嘱及び委員を任命していましたが、このたびの人事異動に伴い、1名の顧問の委嘱の解除及び3名の委員の任命の解除をすることになりました。また、同様の理由により、新たに1名の

顧問の委嘱及び3名の委員の任命をすることとなりました。

まずは、顧問の委嘱の解除される方をご紹介します。前西部こども家庭センター判定指導課長、昼田しのぶ氏です。以上が顧問の委嘱の解除となります。

続きまして、委員の任命の解除される方3名をご紹介します。最初に、前府中南小学校校長、中坊京子氏です。続きまして、前府中緑ヶ丘中学校校長、谷川清二氏です。続きまして、前府中町福祉保健部子育て支援課長、新見公平氏です。以上が委員の任命の解除となります。

続いて、新たに顧問に委嘱される方をご紹介します。西部こども家庭センター相談援助第一課参事、山本知子氏です。以上が顧問の委嘱となります。

次に、新たに委員に任命される方3名をご紹介します。最初に、府中南小学校校長、小田原かおり氏です。続きまして、府中緑ヶ丘中学校校長、中坊京子氏です。最後になりますが、府中町福祉保健部子育て支援課長、金本智巳氏です。以上3名が委員に任命されました。

任期についてですが、顧問及び委員いずれも前任者の残任期間である令和2年8月31日までとなります。説明は、以上です。

教育長 はい。何か質問ありますか。特にありませんか。

(なし)

教育長 ないようですので、日程第3、報告第4号については、原案のとおり承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 ご異議ないようでございますので、報告第4号についてはそのように決めます。それでは、次に参ります。日程第4、報告第5号「代理行為の承認について(府中町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について)」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長 教育部長です。

教育長 はい。

教育部長 報告第5号、令和2年5月19日、代理行為の承認について。府中町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は、引き続き学校教育課長が行います。

学校教育課長 学校教育課長です。府中町学校運営協議会委員の委嘱及び任命についてご説明させていただきます。

府中町学校運営協議会規則第4条に基づき、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの任期で、教育委員会が学校運営協議会委員を委嘱または任命していましたが、このたび任期満了に伴い、全小中学校の学校運営協議会委員の委嘱及び任命をすることとなりました。

委員の皆様一人一人について紹介するのはちょっと時間がかかりますので、資料の見方ということで説明をさせていただきたいと思います。

まず、6ページ目、府中小学校をご覧ください。学校運営協議会規則第4条第1項第1号というのが一番上にございます。これは児童生徒の保護者ということで、PTA関係の方が主に入っております。次に第2号の校区内の地域住民ということで、元PTAの役員の方または町内会の方、あるいは幼稚園の園長などお勤めの方

が入っております。次に第3号、対象学校の運営に資する活動を行う者ということで、地域及び校内コーディネーターやコミュニティスクールの事務局を主に担当する方が入っております。続いて、第4号、第5号は、第4号は校長なのですが、第5号については学校の教職員の方ということで形になっております。第6号は、学識経験者ということで、主に他の学校長や大学教授などお勤めの方が入っております。第7号は、その他ということで、11ページをちょっとご覧ください。府中中学校になりますが、今回の任命の中では府中中学校だけが第7号あるのですけれども、保護司の方と元公民館長が挙げられております。

任期については、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間の委員の発令となっております。なお、委員のうち、学校教職員や行政職員については任命となり、その他の方は委嘱となります。説明は以上です。

教育長 今、ざっと説明をしていただきましたけれども、何かご質問等ありますか。

坂田委員 はい。（挙手）

教育長 はい、お願いします。

坂田委員 7ページ、府中南小学校ですけれども、PTAのところですね。職名のところ、他のところは会長・副会長と書いてあるのですが、河村さんは会長では。南のほうの。緑の会長さんが南の会長さんに行ったというふうには聞いているのですが。

田村委員 そうです。河村さんが会長になりますね。

坂田委員 そこをちょっとやっぱり入れたほうがいいと思います。また聞かれてからですね。

教育長 南小学校のところの。

坂田委員 PTA会長、緑中の会長さんだったのが南の会長さんになったというふうには聞いているのです。

教育長 PTAの職名というか役職名を入れておくと。

坂田委員 ほかは全部入っているので。

学校教育課長 はい。訂正しておきます。

教育長 そうですね。職名と書いてあるのだけど、PTAとしか書いていないので。

坂田委員 すみません。細かいところ。それから、東小学校ですけれども、上から4番目の増田さんなのですけれども、職名が入っていないのですけれども、地域ですね、いろいろな活動の中心となってやっております。私その地域にいるので。その辺をちょっと入れるんだったら入れたほうが。

学校教育課長 分かりました。

坂田委員 自治会活動のいろいろな役も。今回はやっていないのか。いろいろな役をやっておりますので。何かいろいろあると思います。以上です。

教育長 ありがとうございます。よろしいですか、今の。

学校教育課長 はい。分かりました。

教 育 長 じゃあ、そのようにお願いをいたします。そのほか。

(なし)

教 育 長 ないようでございます。よって、日程第4、報告第5号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、職名のところは職名を入れていただきたいということでもあります。ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議ないようですので、日程第4、報告第5号についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第5、報告第6号「代理行為の承認について(付議事件に関する意見聴取について)」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長 はい。(挙手)

教 育 長 はい。

教育部長 教育部長です。報告第6号、令和2年5月19日、代理行為の承認について。付議事件に関する意見聴取について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は教育次長が行います。

教育次長兼総務課長 教育次長兼総務課長です。

教 育 長 はい。

教育次長兼総務課長 資料13ページからの報告第6号「代理行為の承認について」ご説明いたします。令和2年第2回府中町議会臨時会に提出された議案のうち教育委員会関係分について、令和2年5月8日付で府中町長から教育委員会へ意見聴取の協議がありました。教育委員会会議を開催するいとまがなかったため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理し、同意する旨の回答を同日行いましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものです。

それでは、議案の内容についてご説明いたします。資料16ページから31ページまでが、第24号議案「令和2年度府中町一般会計補正予算(第2号)」です。

26ページをご覧ください。下段からが教育費となります。項)教育総務費、目)事務局費、教育一般事務事業は、動画配信業務委託料6万6千円の増額補正です。臨時休校中の町内小中学校において、教員が児童生徒向けの授業動画を作成し、ネット配信を行うための経費です。

次に、27ページ上段、項)小学校費、目)学校管理費、学校ICT環境整備事業は、学習支援サービス使用料121万円の増額補正です。臨時休校中の小学校において、ドリル等の教材コンテンツが自宅で繰り返し利用でき、インターネットで学校とつながって、教員が児童の理解度や学習履歴等を確認し、指導できる家庭学習サービスの使用料です。なお、中学校においては、家庭学習支援として既に同じサービスを導入済みです。

先ほどの動画配信業務委託料とともに、特定財源として、資料21ページ最下段に歳入補正として計上している国庫補助金「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が全額充当されます。

続いて、27ページ下段、項)社会教育費、目)社会教育総務費、放課後児童クラブ(留守家庭児童会)事業は、会計年度任用職員(留守家庭児童会指導員)の報酬8万2千円の増額補正です。町内小学校の臨時休校に対応して4月15日から5月8日まで放課後児童クラブを午前中から開館したことによる経費です。なお、5月

1 1日以降は、午前中は学校で教員等が対応し、放課後児童クラブへの登会は、通常の開館時間である午後1時15分からとしております。特定財源として、21ページ及び22ページ上段に民生費国庫負担金及び民生費県負担金として歳入補正計上している「子ども・子育て支援交付金」が国費3分の1、県費3分の1、残りの3分の1には、先ほどの「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が充当されます。

32ページをご覧ください。報告第14号「専決処分の承認について」は、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月1日に専決処分を行い、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求められたものです。35ページをご覧ください。この条例の制定については、3月議会で議決されており、教育委員会会議3月定例会においてご報告しているところですが、「1 改正の趣旨」に記載のとおり、地方自治法施行令の一部が改正され、町長等の損害賠償責任の一部免責に係る基準として定められた額に会計年度任用職員の期末手当が含まれたことに伴い、条例の一部を改正するものです。施行期日及び専決処分年月日は、令和2年4月1日です。

全ての議案、報告等について議決・承認を得られております。説明は以上です。

教育長 はい、何かご質問ありますか。よろしいですか。

(なし)

教育長 ないようございます。よって、日程第5、報告第6号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 ご異議ないようですので、日程第5、報告第6号についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第6、報告第7号「令和2年第2回府中町議会臨時会で報告された教育委員会関係の専決処分について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長 教育部長です。

教育長 はい。

教育部長 報告第7号、令和2年5月19日、令和2年第2回府中町議会臨時会で報告された教育委員会関係の専決処分について。令和2年第2回府中町議会臨時会で報告された教育委員会関係の専決処分について、次のとおり報告する。詳細な説明は、引き続き教育次長兼総務課長が行います。

教育次長兼総務課長 教育次長兼総務課長です。資料36ページからの報告第7号「令和2年第2回府中町議会臨時会で報告された教育委員会関係の専決処分について」ご説明いたします。先ほど教育長報告の中で南公民館の庁用車の事故について既に報告をというふうに言っていたのですが、ちょっと今回が初めてのご報告になります。ご報告遅れておりましたこと、お詫び申し上げます。

それでは、37ページをご覧ください。本件は、令和2年2月15日に発生した府中南公民館の庁用自動車による事故の損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年4月6日に専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告されたものです。

事故の概要ですが、くすのきプラザ正面玄関駐車場内に庁用自動車を駐車して荷下ろし作業を行っていたところ、相手方車両が駐車場から出庫しようとしたも

のの回り切ることができず出庫することができなかつたため、作業を中断して相手方車両の進路を開けるために一旦前進し、その後、後退した際に庁用自動車の右後方バンパーと相手方車両の前方バンパーが接触し損傷を与えたものです。専決処分の内容は、損害賠償の額50万5,920円のうち、修理費用が31万1,520円、代車の費用が19万4,400円です。債権者は府中町山田二丁目6番11号、澤原真由美氏です。

事故発生後、当該職員へは安全運転を心がけるよう指導を行っております。また、4月には、教育委員会事務局職員に対して、文書で道路交通法の遵守や安全運転の徹底などのさらなる注意喚起を行いました。今後も継続して注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

事故発生についてのご報告が遅くなっており、申し訳ございません。また、今回の事故に際し、関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。説明は以上です。

教育長 今、説明ありましたけれども、何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長 ないようです。よって、日程第6、報告第7号については、報告済みといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 ご異議ないようですので、日程第6、報告第7号についてはそのように決めます。それでは、次に参ります。日程第7、第1号議案「令和2年第3回府中町議会定例会に提案される教育委員会関係の議案等に対する意見について」を議題といたしますが、本件は、成案となる前の議案の内容に係るものですので、審議は非公開が適当と思われまます。また、非公開とする期間は、府中町議会に議案が提出されるまでとすることが適当と思われまます。

また、次の日程第8、第2号議案「令和3年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」これは、教科用図書採択の議案となっておりますので、各委員の自由闊達な意見交換を求めため、非公開が適当と思われまます。また、非公開の期間は、安芸郡教科用図書採択地区協議会で採択基本方針が決定するまでとすることが適当と思われまます。

第1号議案及び第2号議案の議事内容について、非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手)

教育長 出席委員の3分の2以上と認め、第1号議案については非公開とし、非公開期間については、議会に議案が提出されるまでとします。また、第2号議案についても非公開とし、非公開期間については、安芸郡教科用図書採択地区協議会で採択基本方針が決定するまでとします。

それでは、日程第7、第1号議案「令和2年第3回府中町議会定例会に提案される教育委員会関係の議案等に対する意見について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長 はい、教育部長です。

教育長 はい。

教育部長 第1号議案、令和2年5月19日、令和2年第3回府中町議会定例会に提案され

る教育委員会関係の議案等に対する意見について。令和2年第3回府中町議会定例会に提案される教育委員会関係の議案等に対する意見について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、引き続き教育次長兼総務課長が行います。

教育次長兼総務課長 教育次長兼総務課長です。資料38ページからの第1号議案「令和2年第3回府中町議会定例会に提案される教育委員会関係の議案等に対する意見について」ご説明いたします。

6月に開催される令和2年第3回府中町議会定例会の議案として、府中町長に対し教育委員会から提案を依頼しているもので、令和2年度府中町一般会計補正予算(第3号)に係るものです。

39ページの第1号議案資料をご覧ください。学校教育課関係、歳入です。款) 国庫支出金、項) 国庫補助金、目) 教育費国庫補助金、節) 教育総務費補助金、学校臨時休業対策補助金370万5千円は、歳出補正に計上している学校臨時休業対策補助金の特定財源で補助率は4分の3です。

次に、款) 諸収入、項) 雑入、目) 雑入、節) 雑入、各種保険金396万5千円は、歳出補正に計上している弁護士謝礼に対する全国町村会総合賠償補償保険の保険金です。

続いて、歳出です。款) 教育費、項) 教育総務費、目) 事務局費、教育一般事務事業、節) 報償費、弁護士謝礼396万5千円は、府中緑ヶ丘中学校男子生徒自死事案に係る町の代理人弁護士に対する報酬です。歳入に計上している各種保険金により全額充当されます。

次に、節) 負担金補助及び交付金、学校臨時休業対策費補助金494万円は、学校の臨時休業に伴って給食も停止し、発注されていた食材等のキャンセルが生じたため、食材納入事業者支援のための補助金です。歳入に計上している学校臨時休業対策費補助金が4分の3充当され、残り4分の1のうち80%が特別交付税で措置されるため、町の実質負担額は、歳出額の5%、24万7千円となります。

歳出補正の提案について、追加で依頼しておりますので、本日資料を机の上に配付させていただいております。こちらについてはちょっと学校教育課長のほうから引き続きご説明申し上げます。

学校教育課長 学校教育課長です。

教育長 はい。

学校教育課長 本日配付の資料をもって、ご説明させていただきます。まず、補正理由のほうですが、このたび新型コロナウイルス感染症緊急経済対策令和2年4月7日の閣議決定ですが、こちらで令和5年度まで児童生徒一人1台端末の整備スケジュールの加速、在宅・オンライン学習に必要な通信環境の整備を図るとともに、在宅でのPC等を用いた問題演習による学習評価を可能なプラットフォームの実現を目指すこととされました。そのことを受けまして、国のほうで令和2年度の補正予算や一人1台端末の早期実現や家庭でもつながる通信環境の整備等、GIGAスクール構想におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、緊急時、このたびのような緊急時においてもICTの活用により、全ての子どもたちの学びの保障ができる環境を早急に実現するとされました。それを受けまして当町においても、GIGAスクール構想の加速による学びの保障を踏まえ、令和2年度中に整備することとして補正するものです。

内容ですが、まず教育一般事務事業、役務費で通信運搬費、ウェブ会議用通信費、その下の教育一般事業の備品購入費、事務備品、ウェブ会議用機器35万2千円と130万3千円、こちらは学校と教育委員会をつないでリモート、教育委員会と学校間でネットワークを介した協議が迅速にできるような環境を整えたいということで、パソコン等、ウェブカメラとか、こういったものを計上しております。

続きまして、同じく小学校費、学校管理費の学校ICT環境整備事業の備品購入

費の中に教育用備品、児童用端末1億7,550万8千円、また今度教室で使う大型モニターですね。大型提示装置ですが、これが2,942万5千円を計上しております。こちらは小学校の端末、児童3,103台、教員221台、合わせまして3,324台計上しております。このうちの3分の2、児童数の3分の2については、4月に国が補正したものの中に含まれておると。もともとは小学校の5年、6年、中1が本来、本年度整備するというのがもともとの予定でしたが、このたびのコロナウイルスの状況を受けて、全ての9学年をこの2年度中に整備するだけの国のほうが補正を組んだと。それに合わせまして、自治体のほうでも3分の2の部分以上に3分の1、もともとこれ地方交付税措置の単位費用のほうで一般財源化されておりますが、そちらのほうで措置しておると。これは2018年から2022年までの内容です。そちらの財源をもって3分の1の児童生徒についてはそろえなさいと。これは令和5年までの予定でしたが、こちらは国が前倒ししたことで自治体のほう前倒ししてそろえなさいということで、合わせてこのたび補正を挙げております。

続いて、ちょっと一つ飛びまして中学校のほうですが、中学校の生徒用学習端末機6,811万2千円、大型提示装置1,017万5千円、これは中学校の端末、生徒1,185台と教員105台、合わせまして1,290台、これも3分の2については補助対象となっております。

それと、最後になりますが、小学校費の教育用備品の視線入力装置154万円、これは、来年度入学予定になっております児童さんの視線によって、要はその子の視線を追うことでどういった会話をするとか、そういったところを入力できるようなその機械があるのですが、そういったところも今回の国の補正の中に入っております。これは計画補助なのでこの自治体も手を挙げたら予算の限りがあるので、このうちどれだけの補助にあたるかちょっとまだ分からない部分はあるのですが、こういったものもGIGAスクール構想の中に入っております。合わせましてその辺の補助金を全て網羅しますと、歳入として小学校費の補助金として9,508万5,000円、中学校のほう3,568万5千円で、1億3,077万円が歳入の補正と。歳出は合計しますと一番下に書いてありますが、2億8,641万5千円と。かなり大きな金額の補正をこのたび挙げております。説明は以上です。

教育長 第1号議案について、今、説明がありましたけれども、何かご質問ありますか。一つは、もう給食ですね、国からの補助。それからもう一つは弁護士さんへの謝礼ということでもあります。もう一つ、コロナ関係でICTの環境を整備していこうというものを今回出して、とても大きな補正予算なのですが、いかがでしょう。何か質問等ございますか。

あの、視線入力装置って、国会議員で新たになられた方で車イスの方いらっしゃいますよね、寝たきりの。あの人なんか、こう視線で追って文字をつないで文章にして質問をされるという。あのときによく出てきていたあんな感じのイメージの機械であるという。

ないですか。ここで一人1台が一気に動いていくということになる中で、ICT苦手ですとかなかなか言えなくなってくるんじゃないかなという感じも。

神原委員 基本的には、これはもう学校と授業の中で使いながらという形ですか。

学校教育課長 そうです。基本はそうなのですが、最初はその予定でGIGAスクールおそらく始まっていたのですが、このGIGAスクールの今回の補正の中で、家庭での環境整備というのも入っております、そういうことになるとこの端末を持って帰ってでも使えるようにというのは想定されています。

田村委員 先生方の研修もすごい大変になってくるのですよね。

教育長 いろいろと県は県でその使い方等についての研修はやっていっていると思います

けれども、そうは言っても府中町も中央小学校を一つの指定校にして、それをずっと、町内へ派遣したり。先生方もこういうICTを使った指導案をつくってこういうということで、その辺の動きはやっぱりされていますので、得意か不得意かと言われるとあまり得意じゃなけど、子どもに提示するのはできるよというぐらいに皆さんなっておられるんじゃないかなという期待はしていますが。大丈夫ですかね。学校教育課長さんのほうに向いて言うのですけど。

坂田委員 ちなみに、これは予算が通ったらいつ頃入るのですか。

教育長 そうですね。

学校教育課長 ただ、これがですね、今、学校だけではなくて、社会でもリモートワークいうてからパソコンは市場に本当に今品薄な状態で、言われているのがこの7月に頼んでも年度末に入るかどうかというぐらいの状況だとは聞いています。

教育長 全国の子どもが一斉に今年の間にととうというのですから、それは大変な数のパソコンがいるんだろうなと。

坂田委員 そうですね。実際に使うのはじゃあ来年度。

学校教育課長 現実的にはそうだと思いますね。

教育長 物はね。物が来るのは。ただ、分散登校は本当にいつまで。分散登校になったりまた一斉になったり、また緊急事態が出たり、第2波、第3波でどうなるか分からないので、やっぱりこの時期を逃してなかなか整備できないだろうなと。といったような、とうとう一人1台、パソコン一人1台時代がやって来るのですかね。授業も本当にそんなようにパソコンを使った授業と。またそうではない授業もやっぱり大事ですよ。子どもときちんとつながりながら顔を見てやっていくような授業も当然必要なんでしょうからそれも組み合わせて。

はい、そのほかありませんか。

(なし)

教育長 それでは、今度の一般会計補正予算についての説明ですけれども、これを出していくということでご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 ご異議ないようですので、第1号議案についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第8、第2号議案「令和3年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」を議題といたします。

上之園委員 退出させていただきます。

教育長 すみません。いつも。申し訳ないです。

(上之園委員退席)

教育長 説明をお願いします。

教育部長 教育部長です。第2号議案、令和2年5月19日、令和3年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について。令和3年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は学校

教育課長が行います。

学校教育課長 学校教育課長です。

教育長 はい。

学校教育課長 令和3年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針についてご説明させていただきます。41ページをご覧ください。「令和3年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針（案）」について記載しておりますので、読み上げさせていただきます。

1. 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本町の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。

2. 適正かつ公正な採択の確保

(1) 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期す。

(2) 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

3. 開かれた採択の推進

(1) 採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表する。

(2) 次の事項において、採択後、遅滞なく公表するよう努める。

ア 小・中学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

イ 教育委員会会議の議事録を作成したときは、その議事録

(3) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討する。

4. 方法、組織及び手続

こちらについては昨年度との変更点について説明させていただきます。今年度は、令和3年度から使用する中学校用教科用図書については、文部科学省「中学校用教科書目録（令和3年度使用）」から採択し、小学校用教科用図書については、原則、令和元年度と同一の教科用図書を採択することとしております。なお、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書についての内容については、変更はありません。

続きまして、採択までのスケジュールをご説明させていただきます。今月の21日、あさってですね。安芸郡教科用図書採択地区協議会が開催される予定です。そこで、本日審議を経た府中町としての基本方針をもって協議会に望み、同21日には、安芸郡教科用図書採択地区協議会としての基本方針が決定される予定となっております。その後、その方針に基づき、協議会において来年度から使用する教科用図書について内定されていきますが、その内定については、選定委員会に諮問することとなっております。その選定委員会は、調査研究の観点を決定し、調査委員会で観点に基づいて調査研究を行い、その結果を選定委員会で検討を行います。その結果を協議会へ答申するという運びになっております。協議会では、その答申を再度検討した結果を協議会として内定し、それを踏まえて、最終的に8月の教育委員会会議において採択していただく予定です。なお、教科書の展示会は、6月12日金曜日から7月1日水曜日までを予定しております。説明は以上です。

教育長 はい、ありがとうございます。昨年、小学校があったのですが、そのときの違いもちょっとさっき説明してくれましたが、これは後ろへ広島県の採択の基本方針

が載っていますけれども、ここの整合性はどうか。大体取れている。

学校教育課長 そうですね。はい。これを受けて作成しておりますので。

教育長 県の採択の基本方針、これをもとにして町のほうの採択の基本方針について検討しているということでもあります。何かご質問、意見等ございますか。

坂田委員 ちょっと質問なのですがけれども、教科書の見本の展示が6月12日から7月1日とありましたですね。場所は図書館ですか。

学校教育課長 学校教育課長です。

教育長 はい。

学校教育課長 昨年までは図書館のほうでやっておりましたが、今年度については学校教育課の前、教育委員会の廊下といいますか、あそこにちょっと並べさせていただいて展示をする予定でございます。

教育長 いろいろな場所を検討したのですがけれども、ある意味セキュリティーのことも考えて、やっぱり誰か人が見ている場所のほうがいいだろうということで、図書館なら見れたのですが、図書館の隣の今、府中中のあれが置いてある、展示してあるところなんかも考えたのですが、やっぱり誰か見ている人がいたほうがいいのかというようなことで、ちょっと狭いのですが学校教育課の前、あそこにずら一つとあれして、人数的にもそんなに集中してということもないので、あそこでも大丈夫なのかなということでもあります。

田村委員 いつも何人ぐらい来られるのですか。

教育長 何人ぐらいだったかな。

学校教育課長 すみません。今、手元にないのですが。

田村委員 関係者ばかりが大体来られるのですか。

学校教育課長 関係者が多いのは多いですけど。そうでもないです、はい。

教育長 いや、保護者の方とか議員さんとか。それから図書館に来た人がパラパラと見られたり。それから、そういう教育にちょっと関心のあるような方とか、それから教育委員会の職員。といったようなところですかね。人数はそんなに。

坂田委員 そうですね。

教育長 毎年、人数、1枚のあれに、こっちとこの辺ぐらいまで名前があるぐらいかな。

坂田委員 それでいいと思います。さっきの分ですね。図書館のほう、フロアで読んだりできないというふうになっているので、6月になってもそれが続いた場合、そういうふうなことも考えたらそのほうがいいと思います。

学校教育課長 図書館から変えたのは、教材研究のため写真撮影を認めることにしたためです。図書館の中では写真撮影ができないということで、場所を移したという経緯です。

教育長 ということでございます。

坂田委員 そこでやっていますというのをホームページか何かで知らせますか。

学校教育課長 出します。はい。

教 育 長 そのほか。

(なし)

教 育 長 基本方針については、原案のとおり可決ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 日程第8、第2号議案については、このように決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議ないようでございますので、第2号議案についてはそのように決めます。
以上で、本日の議事日程全てを終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉議 午後2時40分)